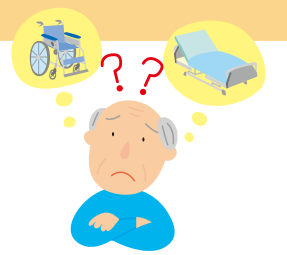


1 本人または家族が市区町村(保険者)に申請



2 訪問調査・医師の意見書

コンピューターによる判定

3 要介護(要支援)認定



介護認定審査会

- 特記事項
例)個人の特徴・性格・生活習慣など
- かかりつけ医師の意見書

4 非該当

自立 自立に認定。介護保険のサービスは受けられません。

4 認定・結果通知(最も軽い「要支援1」から最も重い「要介護5」までの7段階に分類)

下記の金額は、**居宅介護サービス・居宅介護予防サービス**等の支給限度基準額の1ヶ月あたりのめやすです。
(施設に入所する場合の基準額は下記とは異なります) ※平成26年度介護報酬改定による

介護区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
区分支給限度基準額	5万30円	10万4,730円	16万6,920円	19万6,160円	26万9,310円	30万8,060円	36万650円

5 介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成*

5 介護サービス計画(ケアプラン)の作成*

6 在宅サービスを受ける

- 環境を整えるサービスを受けられます**
 - ・介護予防福祉用具をレンタルで利用する
 - ・特定介護予防福祉用具購入費の支給の流れ
 - ・介護予防住宅改修費の支給を受ける
- 家庭への訪問サービスが受けられます**
 - ・介護予防訪問入浴介護
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・介護予防居宅療養管理指導
- 日帰りで施設に通えます**
 - ・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)
- 施設に短期入所できます**
 - ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
 - ・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)
- その他サービスを受けられます**
 - ・介護予防特定施設入居者生活介護
 - ・介護予防支援

6 在宅サービスを受ける

- 環境を整えるサービスを受けられます**
 - ・福祉用具をレンタルで利用する
 - ・特定福祉用具購入費の支給の流れ
 - ・住宅改修費の支給を受ける
- 家庭への訪問サービスが受けられます**
 - ・訪問介護(ホームヘルプ)
 - ・訪問入浴介護
 - ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・居宅療養管理指導
- 日帰りで施設に通えます**
 - ・通所介護(デイサービス)
 - ・通所リハビリテーション(デイケア)
- 施設に短期入所できます**
 - ・短期入所生活介護(ショートステイ)
 - ・短期入所療養介護(ショートステイ)
- その他サービスを受けられます**
 - ・特定施設入居者生活介護
 - ・居宅介護支援

6 地域密着型サービスを受ける

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

6 地域密着型サービスを受ける

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・夜間対応型訪問介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・看護小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)
 - ・地域密着型通所介護(小規模デイサービス)
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ※原則として要介護3以上の方が対象です



6 施設に入居する

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※原則として要介護3以上の方が対象です
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設、介護医療院

* 本人の希望を尊重して介護支援専門員(ケアマネジャー)がサービスの利用計画を作成します。(利用者本人がサービスの利用計画を作成することもできます)